

# 「古川橋駅北地区（門真市石原町・大倉町）の まちづくりに関する説明会」を開催しました

古川橋駅北地区（石原町・大倉町）のまちづくりに関しまして、令和6年2月の説明会、並びに3月の勉強会を開催させていただき、密集市街地の防災性を向上させた災害に強いまちづくりを検討しているところです。今回は、右図に掲載している区域内で想定している密集エリアの整備事業（土地区画整理事業（組合施行）等）に関する説明会を次のとおり開催しました。



## 開催概要

- 【日時】令和6年9月10日（火）  
18時30分～20時
- 【参加人数】39人 ※石原北・大倉西地区区域内の土地・建物所有者及びその親族等
- 【場所】門真市保健福祉センター

## 説明内容

1. これまでの取組みについて
2. 基本構想の概要について
3. 事業手法について
4. 事業の参画方法について
5. 今後のスケジュールについて
6. 質疑応答 ※当日の説明の内容は別添の資料をご確認ください

## 主な質問及び回答

- ・ 組合施行以外にも事業手法はあるのか。  
⇒本エリアは、門真市が住宅市街地総合整備事業を実施していること、また、本地区は権利者が多いこと等もあり、個人施行ではなく、地権者が主体となって事業を進める「組合施行」が最も適切な事業手法だと考えています。
- ・ 委託先への委託料は誰が負担するのか。  
⇒事業運営のための資金は、皆さんの土地から少しずつ保留地を確保し、その売却益等により賄っていくことが考えられます。
- ・ 仮換地とは、一旦別の土地に移り、その後もとの土地に戻れるということか。  
⇒仮換地は、土地区画整理事業の工事中、従前の宅地の代わりに使用できるよう指定された土地のことを指し、仮住まいではありません。また、道路等が整備されることや、他の地権者との兼ね合いを考えると、施行地区内ではあるが、まったく同じ場所に戻るというのは本地区では難しいかもしれません。
- ・ 地権者だけで事業をすすめるのは不安。サポートはあるのか。  
⇒運営面をコンサルタントに委託すると、工事や補償等について、提案をしてもらえます。それを、皆さんで確認しながら事業を進めていくというやり方が考えられます。また、門真市とも協議をしながら進めていきますので、一人で考えなければならぬ状況になることはありません。皆さんの大切な財産を扱うことになりますので、皆さんで一緒に考えていただきたいと思います。



問合せ先

門真市 まちづくり部 地域整備課 地域整備グループ 担当：山中、中野、水野、船津  
電話：06-6902-6311（直通） Email：tos03@city.kadoma.osaka.jp